

○農林水産省告示第 号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の七の六第十七項第四号の規定に基づき、平成二十九年三月三十一日農林水産省告示第五百十一号（租税特別措置法施行令第四十条の七の六第十七項第四号の規定に基づく山林の経営を行うことを不可能にさせる故障として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるものを定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる事由により山林の経営を行うことができなくなる故障として市町村長が認定したもの</p> <p>(一) (三) (略)</p> <p>(四) 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院への入所</p> <p>(五) (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる事由により山林の経営を行うことができなくなる故障として市町村長が認定したもの</p> <p>(一) (三) (略)</p> <p>(四) 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設への入所</p> <p>(五) (略)</p>

附 則

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

2 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の六の六第一項の規定の適用を受ける林業経営相続人がこの告示の施行の日前に同条第六項の経営委託をした場合については、なお従前の例による。